

番号 統合質問

回答

1	4月入園ではどの程度の倍率があり、入所できない場合はどのくらいいますか？	認可保育所等については、市ホームページにこれまでの利用調整結果として、月ごとに、保育所ごとの申請数、内定数を公表していますので、参考にしてください。 なお、中原区全体の令和8年4月の一次申請の内定率は、全体で約8割、0歳児で約9割、1歳児で約8割となっています。区内でもエリアにより状況が異なりますので、目安として参考にしてください。 また、川崎市における待機児童数について、国が定める「待機児童数調査要領」に基づき算定した結果、令和8年4月1日時点で「0人」となっています（令和3年から6年連続）。なお、「待機児童」としてカウントされない、認可外を利用しながら空きを待っている等の「保留児童」は、育休関係での申請を除き、川崎市全体で652人です。
2	兄弟姉妹の同時入園はどの程度可能で、入れない場合はどうなりますか？	きょうだい同時申請の場合の内定率等は公開しておりません。また、保留となった場合は、ご自身で取下げをしない限り、年度内に限り、次回以降の選考に自動的に回ります。例えば、4月1次選考で保留となった場合は2次選考に自動的にエントリーされます。2次でも保留だった場合は、4月随時、5月随時の順で、令和10年3月随時利用調整まで自動的にエントリーされます。

3	県外から転入予定の場合の申込み方法や注意点を教えてください。	引越し先や時期によって申請方法が異なりますので、詳細はお問い合わせください。下記は引越しの例とその場合の申請方法等です。 ①他自治体から川崎市へ利用希望日(令和8年4月1日)までに引越し 転入予定を確認できる書類(売買契約書等)がある場合は、一次利用調整から調整対象となり、川崎市在住者と同等の扱いとします。締切日までに川崎市の転入先区役所に直接申請してください。 転入予定を確認できる書類がない場合は、川崎市外在住者の扱いとなるため、二次利用調整からの調整対象となり、利用調整上は、川崎市在住者が優先となります。二次利用調整の締切日までに川崎市の転入先区役所に直接申請してください。 いずれも、転入後に改めて教育・保育給付認定(変更)申請書を転居先区役所児童家庭課に4月1日までに提出してください。 ②他自治体から川崎市へ利用希望日より後(令和8年4月2日以降)に引越し(川崎市外在住の扱い) 申請時点でお住まいの市区町村に、川崎市の書式で申請いただき、その市区町村から川崎市に協議する形となります。他自治体を通しての申請となるため、お住まいの市区町村にいつまでに提出すればよいかあらかじめご確認ください。なお、二次利用調整からの調整対象となり、利用調整上は川崎市在住者が優先となります。
4	保育園と幼稚園の違い、それぞれのメリット・デメリットを教えてください。	保育所は、多くが0歳児や1歳児クラスから対象となるほか、一日の開所時間が長く、また夏休み等の長期休暇がないのが特徴です。 幼稚園に関しては、原則3歳児クラスから対象となり(一部満三歳からのプレを設ける園があります)、一日の開所時間が短く、また夏休み等の長期休暇があります。一方で、就労等の保育要件が求められず、教育活動に力を入れているという特徴があります。 料金については、保育所は3歳児クラス以降保育料が無償となりますが、幼稚園は預かり保育部分については完全に無償とはならない可能性があります。 ご家庭の事情や意向に応じてご検討ください。

5	育休からの復職時期、慣らし保育期間、時短勤務の扱いを教えてください。	原則入所月中に復職、会社都合によっては翌月1日の復職に限り可としています。 慣らし保育に関しては、お子さんにもよりますが、2週間が目安とされています。 時短勤務に関しては、おもとの契約が変わらない場合は問題なく入所できますが、おもとの契約を含めて変更する場合は、状況により選考し直しとなる可能性があるため、事前に児童家庭課にご相談ください。ただし、いずれの場合においても、月64hは超えている必要があります。
6	希望園に内定しなかった場合や待機になった場合の選択肢を教えてください。	保育所に内定しなかった場合には、①育休期間の延長、②希望園の変更、③認可外保育施設等の利用等が考えられます。ご家庭の事情に合わせてご検討ください。
7	途中入園を希望する場合の申込み方法や選考の考え方を教えてください。	4月1日以降(5月～翌年3月)の入所について、例年、利用希望月の前月10日(土・日曜、祝日の場合はその前の開庁日)を締切として申請を受け付けています。受付開始に明確な日にちはありませんが、希望月の概ね2か月前からです。なお、正確な締切日については、令和8年10月発行予定の「令和9年度 保育所等・幼稚園・認定こども園利用案内」をご参照ください。
8	各園の空き状況や募集状況はどのように確認できますか？	川崎市HPにて、認可保育所、認可外保育施設等両方の空き状況を公開しているので、ご確認ください。認可保育所については、4月入所(1次)については9月下旬、5月以降の随時利用調整については選考月の2か月前の月末に公開しています。
9	保育関係の資料はどこで、いつ受け取れますか？	令和9年度の利用案内については、令和8年9月末頃より、中原区役所をはじめとする各区役所で配布し、市HPでも公開する予定です。